

西大醫學報

第百五十三號

昭和二十年十月



關西大學醫學報發行局

大審院判事
法學博士

和田于一著

菊判總布特製
紙數八七四頁

定價七圓
送料廿貳錢

最新刊

判例契約解除法

上卷

總べての財産的鬭争は私法上に在りては、結局、損害賠償問題に歸着するのであるが、其の一步手前には契約解除の問題が横たはつてゐる。契約解除問題は全私法の中心問題たるを失はない。契約解除を中心として、私法の一大體系が構成せられ得るものと謂ふも、必ずしも過言ではあるまい。従つて、契約解除法の研究は學問的に見て極めて重要性に富む。又、財産的鬭争に終始する實業界に在りては、一日として契約に關する争議の惹起せざることなく、裁判所に於ても、亦之に關する訴訟の審理せられざる日とてはない。従つて、之を實務の上より見るも、契約解除法の研究は、亦、極めて重要性に富む。

本書は著者が實務の經驗に基づき十年の歳月を費して成りたるものであつて、判例に依りて活き、判例に依りて躍動する契約解除法を中心として、私法の一大體系を組織せんと試みるものである。本書に於て、著者の主張を立證すべき驚くべき多數の判例が蒐集分類せられ、判例を通じて學説を窺ひ、學説を透して判例を検し、以て、契約解除法の領域に於けるあらゆる問題は、周到綿密なる解決が與へられて亦遺漏なしと謂ひ得るであらう。學界、法曹界及び實業界の諸賢の座右に推薦して、其の日常の使用に供せられんことを望んで已まない所以である。

下卷續刊

株式會社

大 同 書 院

東京 振電
駿河 替話
臺中 神田
中央 一八二
大學 三二八
前學 八二八

大阪 替話
北區 北
區 三
梅田 一五
田 九六
新 七五
道 二三五
番 番

目次

新會社法案に就て……原田鹿太郎 (一)
 琉球久士記(二)……河村信一 (五)
 戦時經濟の備忘録……佐伯三郎 (九)
 學内報…… (三三)
 專門部第一部第一次試験——第二運動場新設——大學發祥告と國防献金——文部省視察——人事移動——かくほう抄 (三三)
 校友…… (三四)
 校友會々則改正並に校友會館建設調査委員會——大連支部——甲子俱樂部——應召軍務公用者——高文筆記試験合格者——動靜移動 (三四)
 國文學會…… (三七)
 關大スポーツ…… (一六)
 陸上競技——ホッケー——卓球——野球——籠球——馬術——航空——庭球——劍道——拳闘——水上競技——ラクビー——フエンスンダ (一六)
 學生…… (一〇)
 東亞研究會——經友會——商業研究會 (一〇)
 學報俳壇…… (三二)

新會社法案に就いて

講師 原田鹿太郎

昭和九年一月一日手形法、小切手法が改正實施せられ本年通常議會に總則、會社法の改正案が提出せられた。現行商法は明治卅二年六月十六日より施行せられ、同四十四年十月一日一部改正せられたが歐洲大戰後の經濟狀態の激變により更に一大改正を痛感し、政府は昭和四年に設置せられた法制審議會に諮問し商法第一、二編の改正要綱二〇六項を議決せしめた。之に基き作成せられた五百餘條の改正商法案は貴族院を通過したが、不幸衆議院の解散によりその成立を見なかつた。然しこの法案は早晚成文商法として生れ出づる必然性があるので以下少しく述べて見たいと思ふ。

第一、改正商法案の基調

今回の商法改正の動機をなすものは前述の如く經濟事情の變化が其最大原因をなしてゐるが、從來判例に現はれた商慣習及諸外國に於ける新立法の趨勢によつても影響を受けてゐる(法曹會雜誌第十五卷第六(號四一頁大森洪太氏講演)従つて今回の改正も前回の一部改正と同じく商法全部を解體して根本的に建直す云ふのではなくて現行商法を基礎

として之を變更又は追加したに過ぎない。

商法改正の基礎理論も現代思潮たる政治、經濟の兩方面に跨る新しき理念に深く立ち入り革新的氣分を注入せんと試みたものではない。穩健なる現狀維持勢力に多少の整調を加へ以て生きた會社法、現在に即したる會社法たらしめんとする程度に過ぎない。従つて今回の改正に當り最も力を傾倒した株式會社に於て見るに其設立に關しては依然準則主義を墨守し只其弊を除くため發起人の責任嚴科、擬似發起人の責任の新設(改一九八)の如き規定を設けたのである。(法律時報五號西原寛一氏商法改正法案管見三頁以下)

第二、改正商法案と既存法典との關係

民商統一と云ふことは民法の商化により理論上は可能であるかも知れぬが實際上は困難な問題である。若し民商統一が完成すれば商法が民法に對する特別法として別に法典を編纂する必要もなく茲に私法の統一を見て理想的ではある。然し實際は民商合一となすことは却て法典を煩雜不便ならしむるもので到底行はれぬ議論である。殊に會社法の如きは合名會社、合資會社の内部關係に於て組合の規定の適用を受くることある

外、民法に依存することは甚だ少なく、それ自體獨立の天地を爲す（商法第五四條一項中附本）から寧ろ手形法、小切手法と同じく單行法として別個、獨立の存在を有せしむる方が適當であると思ふ。

會社法が民法に依存する所が甚だ少ないのは右に述べた通りであるが、會社の社團法人性たる權利能力の基本は民法の統一する處である。民法は權利能力及び行爲能力の主體は自然人、法人として兩主體を對立せしめ「法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非ラサレハ成立スルコトヲ得ス」（民三三條）と定め、又商法には「本法ニ於テ會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ云フ」と定めて會社の法人性即ち權利能力を民法の規定により保障してゐるのである。只民法に依存しないと云ふことは其規定の内容が行爲法に非らずして、組織法として殊に商法上企業主體として總則の自然人たる商人の單獨企業に對する共同企業主體の意味に於て對立せしめて別箇の營利行爲の主體たらしめてゐる點である。

現行商法上、企業主體たる自然人、法人の對立は單獨企業、共同企業と云ふ外別段に意味のないことは右の通りである。然るに改正商法は共同企業中の株式會社を特別の制度に服せしめ、格別の信用ある企業形態となしたのである、換言すれば改正株式會社法は現行商法と異なり全く面目を新たにする程度に嚴重な規定をなし會社の信用を高めんとした。例へば定款の公証（改一六七條）預合禁止（改第一七五條二項六號）擬似發起人の責任（一九八條）の規定の如き之れである。謂

ふ迄もなくこれらの嚴規は大資本を擁して大規模に事業を經營して行く所の現代の大資本組織の株式會社を目標としてこれら大株式會社の利益を充分ならしめんとする資本主義擁護たる現狀維持の改正にして（法律第八卷第二號 佐々博士商法）現行商法の如き法律形態に於ける企業主體を單純に商法上に於て認めたと異なり其設立過程に於て優秀なる企業主體たることを法律上認識せしめ且之を強要する新規定である。

商法典を解體して數多の特別法例へば會社法、手形法、保險法、海商法、賣買法、運送法等となすべきや或は既存の體系を其儘となすべきやに付ては改正商法は後者を選びたるものゝ如くにも想像せられるが他方此點に關し立法者に一貫した理想がないとも謂へるのである。何となれば曩に手形法、小切手法を單行法として商法典より獨立せしめ、今亦有限責任會社を新設するに當り商法典殊に會社編中に收むることを努めなかつた。又社債の規定が詳密化され社債募集の受託會社、社債權者集會等に付き新規定が設けられたる以上其範となつた擔保附社債信託法を解體して其實體規定を商法典中に收むる好機會があつたのであるが之をも逸してゐるのである。（法律第八卷第五號前掲）

二

以下改正案の各要旨を述ぶるのであるがその凡てにわたることは本稿の目的でない。可成其改正規定が會社法の全般に通ずるもの例へば會社の成立は其登記を要件とする旨の規定の如き、又會社の債務超

過の法定解釋並其整理規定の如き、又會社法の全般に通ずる問題でなくとも新規定が實際上重要であるのみか株式會社の重視する資本の集積に關するものであつて然かも商法全般に通ずる流通証券たるもの例へば株式、社債に關する改正の如き比較的研究を急務とする六つの問題に限局し述べて見よう。

第一、會社成立は登記を其要件としたること

（改五七條）。

現行商法は會社は其設立登記以前に於て成立するものとし（四九條一）設立の登記を以て單に第三者に對抗する要件に過ぎずとしてゐるが、これは會社の成立に關し法律關係の錯雜化を招來するから改正法は其統一化を以て法律關係を簡明ならしめんと企てたものである。（松本博士商法改正要綱解説）

第二、會社の債務超過に關する法定解釋並其整理規定を新設したること

（改八〇條改三）

現行商法は合名、合資の社員をして會社債務に付き人的責任を負擔せしむる。此社員の責任は會社の債務の發生と同時に負擔するも債權者が其權利を行使するに必要な條件は會社に債務超過の事實あること即ち債務を完済すること能はざる事實あることを要する（田中會社法概論一九八頁昭和二年更）。債務超過の意義は純然たる計算上の觀念にして必らずしも強制執行により債務完済不能を證明する爲め民事訴訟法的手段に出づるの必要はない（田中博士同上判例集昭和十年判決）。此點に關し反對

の見解ありて現行法の解釋として疑あり改正商法八十一條第二項は「會社財産ニ對スル強制執行カ其效ヲ奏セサルトキ亦同ジ」と規定し強制執行の不奏行は債務超過と同一の效力あることを定め理論上は債務超過と強制執行不奏效とは同一に非らざることを明瞭ならしめたのである。

合名、合資の社員の人的責任の性質が民法上の保證人の保證債務の如き從屬性（保證の從屬性と必ずしも一）を有する結果（田中博士會社法論二〇四頁昭和三年）改正商法八十一條第三項に於て「前項ノ規定ハ會社ニ辨濟ノ資力アリ且執行ノ容易ナルコトヲ證明シタルトキハ之ヲ適用セス」と規定し、保證人に關する民法四五三條と同一の檢索の利益を主張し得るに至らしめたのである。更に其從屬性を一層明確にするため改正商法八十一條は「社員ハ會社ニ屬スル抗辯ヲ以テ會社債務者ニ對抗スルコトヲ得」と規定し、社員之責任は會社債務の消滅により其責任の消滅するは勿論會社の債務に附屬する權利不發生又は權利消滅の抗辯を援用して自己の債務を免れ又は狹義の抗辯を援用して自己の債務の履行を拒むことを得べきものとしてゐる（民法四三三條以下田中博士三三頁以下）。

合名、合資の人的會社に於て支拂不能若しくは債務超過の事實あるときは前述の如く各社員に於て直接に連帶の責任を以て其辨濟に任すべく（商六三、改八〇）、株式會社に於ては現行法一七四條二項に於て取締役は直ちに破産宣告の請求をなすことを要すべきものとす

る。固より債權者に於ては合名、合資の社員の責任を追及すると同時に之を追及せず直ちに會社に對して破産宣告の申立をなすことを得、株式會社に於ける取締役の破産請求を待つ迄もなく債權者自から破産宣告の申立をなし得べきは勿論である。

第三、株式會社の債務超過と其整理に關する新設規定

右は債務超過に基く效果として發生する法律上の效力として現行商法の認むる處であるが改正商法は更に會社の整理なる第七節の題下に第三八一條以下第四〇三條に至る二十三條の多きに亘る新規定を創設し以て會社の破綻に際し會社を救済せんと企圖して居るのである。

此の規定は會社の機關たる取締役又は監査役は勿論株主及會社債權者より整理の請求を裁判所になし得るものであつて、前述の如く根本の趣旨は會社の救済に在りと雖も之により會社、株主、會社債權者等の全利害關係者が保護せらるゝと云ふ新設規定であると同時に從來民間にて私的に會社を整理するに至り生ずることあるべき弊害を防止し、裁判所の監督の下に會社の更正をなさしめんとする趣旨の新しい試みである。

（法曹會雜誌一五卷六號）
大森洪太氏七三頁以下

第四、優先株は會社設立の場合にも之を發行することをを得るものとし尙後配株の發行を新設したること

現行商法第二一〇條は「會社ハ其資本ヲ増加スル場

合ニ限り優先株ヲ發行スルコトヲ得」と定め優先權は増資の場合に限り、會社の設立當初は之を許さぬが、斯くては投資の自由を制限せられ實際に不便であるから、現行法の下に於ては變態増資により即ち會社を新設し之を合併する方法にて多少其缺陷を補ひ居るも尙且つ投資に拘束状態を生ずるより優先權發行時期に關する制限を全然撤廢したのである（改二二二條）。

改正商法二二二條は「會社カ數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ利益若クハ利息ノ配當又ハ殘餘財産ノ分配ニ付キ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定メヲ爲スコトヲ得」と定め、會社は定款を以て數種の株式を發行し得ることを前提とし（改一六八條一項二號）更に數種の株式の内容に付て規定をなす即ち利益、利息の配當殘餘財産の分配に付て或株式に或は他より優先し、或は他より後れ、或は右の一に於ては優先し他の一に於て後るゝと云ふ様な内容を定め得るのである（法學論卷六號）鳥賀陽博士外三氏。商法改正法案ヲ評ス一四〇〇頁。

右改正商法の規定は優先株の外後配株の定めをなすことを許したのである。後配株に付ては現行商法上認められず單に特別法（地方鐵道法六條二）に於て發行を許されて居るのみであるが改正商法は株式會社の株式の發行に後配株を一般的に認めることとなつたのである。

商法二二二條二項に於て「前項ノ場合ニ於テハ定款ニ定メナキトキト雖モ資本ノ増加若クハ減少又ハ會社ノ合併ノ決議ニ於テ新株ノ引受、株式ノ併合若クハ消

却又ハ合併ニ因ル株式ノ割當ニ關シ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定メヲ爲スコトヲ得」との規定は其内容複雑し居るを以て理解困難なるも本規定は改正要綱第一一二の「各種優先株、各種後配株及普通株ノ間ニ於テハ單ニ利益ノ配當及ヒ殘餘財産ノ分配ニ付テノミナラス資本増加ノ場合ニ於ケル新株引受ノ權利、資本減少ノ場合ニ於ケル株式ノ併合又ハ消却等ニ付テモ差等ヲ設クルコトヲ得ルモノトスルコト」に基ク新設規定にして同解説に依れば、優先株の優先的利益は從來財産上の權利に付てのみならず考へられたのであるが、新株の割當、株式消却に關する消却割當の如きも優先的利益を見ることとした點を明瞭ならしめたものである。

第五、轉換株式即ち各種株式の相互轉換

改正商法三五九條に於て「資本増加ノ場合ニ於テ定款ヲ以テ株主ガ其引受ケタル新株ヲ他ノ種類ノ株式ニ轉換スルコトヲ請求シ得ヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得」と定めて居る。之れは現行法が普通株主又は優先株主に其株式を優先株又は普通株に轉換を請求する權利を與へざりしを不便とし改正要綱一五八に於て其轉換を決議したものである。而して又改正商法が後配株を認めたるより普通株と後配株との轉換をも認め投資の自由を擴大したのである。即ち改正商法三五九條が他の種類と云ふは改正商法二二二條の數種の株式の發行を前提とし現行法の如く單に優先株、普通株の二種に制限したる意に非らざることを明示したのである。何故此の如く株式の轉換を許したるやと云ふに、

(イ) 優先株は普通株に優先して利益又は利息の配當を受くる點に於て確實なるも若し會社の利益大なる場合に於ては優先株主に配當せる殘餘は普通株主に配當せらるゝ關係上普通株主が優先株主より却て多額の利益配當を得る結果を來たし此の如き營業成績良き會社に於ては優先株主は普通株主に變せんとする場合もある。故に其轉換を自由ならしむることは投資を容易ならしむるのである。(松本博士改正商法の話一八頁)

(ロ) 從來特種の法律に試みられた後配株に於ても普通株に轉換し得る機會を與ふることが必要である。何となれば後配株の定めとして普通株に年六朱の配當をなし其殘餘を後配株に配當すると云ふ種類の後配株とした場合に、會社の營業成績良好にて一割五分の配當利益を有したるとき普通株主は六分なるも後配株主は九歩の配當を受くることになる。かゝる場合は普通株から後配株に移り移ることを希望するは一般投資家の心裡にして此途を拓き置くことは投資を容易ならしむる所以である。

第六、社債の株式轉換

社債は株式と異なり純然たる會社に對する債權であり、其地位は一般債權者と同じく一定の利息を請求し得るのみか、株主に先立ちて權利を行ふことを得る。反之株は企業者たる社員として利害を負擔する。換言すれば社債權者の如く一定利息の支拂を受くる代りに利益の配當を受け清算の場合には殘餘財産の分配を受ける。されど利益配當なく殘餘財産の分配を受け得ざる危險をも豫想するに難からず。故に社債權者は法律

上の地位が株主より確實である。然し社債は營業成績の良好なる場合も所定の利息以外に收入なく又株主の如く會社の企業に參與する權限を有せないから單純で面白味が少ない。(田中博士會社法概論論五六五頁以下)従つて業績良好なる會社の社債權者は株主に轉換することを希望するを以て豫め此途を拓いて置くことは前項と同じく投資の自由を容易ならしむるのである。改正商法第三六四條は此點に着眼し「社債募集ノ場合ニ於テハ社債者カ社債ヲ株式ニ轉換スルコトヲ請求シ得ヘキ旨且轉換ノ限度ニ於テ資本増加スヘキ旨ヲ決議スルコトヲ得」と定めたのである。此轉換社債は英米に於て多く行はるゝ所であつて我國にも將來外資轉入を見越し實際に鑑み新設した便宜規定である。(松本博士改正商法の話二一九頁)

結 び

以上は今回の商法改正案の主要なる部分である。之を掲げて改正法案の進まんとする傾向を明かにせんと試みたものではあるが紙面に制限もあり未だ聊か言ひ盡さない感がある。然し此の改正案が一二の外國に見るが如く從來の會社法に對し全く革新的の改正を企圖して居らぬことだけは私の以上の説明でも窺知し得られると思ふ。即ち改正法案は我國從來の經濟界の要望、判例を通して現はれたる裁判の傾向、外國の新立法等を考慮に入れ、専ら穩健漸進を旨とし、現状に對して多少の修正を加へ以て現代の發達せる株式會社を一層助長せしむる爲めに生きたる株式會社法たらしめんとしてゐるのである。

終

琉球久土記 (二)

教授 河村 信 一

五、波上宮

那霸港口に船が近づくと、右手では陸が高原的に、なだらかなのに反して、左手には突兀たる岩崖が見える。よく見ると崖上には木の茂りの間に民家と異なる宮造の屋根や鳥居が見える、これこそ沖繩縣唯一の官幣社波上宮である。本社は幾百年の昔から島の守であり又船の守りである。沖繩へ来た人は先づ第一に参拝しなければならぬ神社である。

波止場を後にしセメントで舗装した大道を北へ行く事數町で參道へ出る。廣い參道の兩側には飲食店や雜貨店が並んでゐる。其さきには左手に大きな天理教の教會と其隣に見晴亭の料亭があり、右側には名刹護國寺がある。正面には石段があつて、こゝからが神域である。參道の後ろには墓原と辻町がある。この邊まことに神佛不二、生死一如の姿を表してゐる。狭い琉球の中の、狭い那覇市としては、一個所に雅俗隣合せのデパートメント式も止むを得ない事であらうし、又微笑笑ものである。

我々は一路直ちに波上宮に御詣りした。さゝやかながらも、いやちこな大前にぬかづいて、先づ出征將士の武運長久を御祈りした。社務所で受けた「官幣小社

波上宮略記」に曰く「當宮は古來波上權現と稱し琉球八社の隨一たり。創立年代詳ならざるも、紀州熊野社の靈驗により、同社を勸請せること舊記に明なり。寛永十年社殿炎上、同十二年尙豐王の命により再興（昭和十年より三百年前）明治二十三年一月二十日官幣社に列格仰出され現今に至る。當宮祭神は伊弉册命、速玉男之命、事解男之命の三柱なり」

抑琉球で内地と同じく神社を勸請したのは、袋中の琉球神道記に由れば尙金福王（寶徳二—享徳二、皇紀二二一〇—二二一三、足利義政の時代）が嚆矢である。此の頃迄册封使（琉球國王替りの際支那から册封の爲めに來た使）の滞在してゐた那覇は一つの浮島で舟を以て往復してゐたのを金福王が享徳元年國相懷機に命じて長虹堤を築かせた。其の工事は神靈の加護により成就したものとて長壽宮を建て天照大神を祀つたと云はれてゐるが、之を事實とするに其頃既に内地と交通し神社に對する信仰もあつた譯であるが、歴史には何とも書いて無いからわからない。次の尙泰久（享徳三—寛正元、二二一四—二二二〇）に至り末吉に熊野權現社即ち社壇を創建した外多くの社を建て其の側に精舎を構へしめた、（佛教は其以前鎌倉時代の末ごろに輸入されてゐたのである。）之れ等の宮の内波上宮、

天久宮、八幡宮、沖宮、識名宮、末吉宮、普天間宮、金武宮の八社は最も重要なもので、現存し波上宮以外の七社は無格社となつて居る。祭神は八幡宮が應神天皇で、其他は皆伊弉諾伊弉册命外二柱である。琉球には昔から所謂琉球神道があり、今尙各地に拜所と云つて神社に相當する處があり、祖先崇拜、氏族尊重に基く種々の神事が行はれて居るが、其の拜所の御神體は三柱の石である。波上宮も元は三柱の〇石であつたと云ふ事である。田村浩氏の著書には其寫眞が掲載されてある。尙伊東忠太博士の琉球紀行（大正十二年七月より同八月に至る）には次の如く云つてゐる「波上宮は八社の中で最高位を占め今官幣小社であるが元來〇石が御神體であつたそう、其石が今も社務所にあるが、高さ二尺許りもある〇〇の形の自然石である。普天間宮では最も徹底的な實例を見た。」飾り氣の無い古琉球よ、原始的信仰を失はない琉球人の素朴さは、萬物創造の神秘に對して讚嘆を惜まないものである。

波上宮の神宮寺は護國寺である。波上山と號し俗に波上寺と呼ぶ、眞言宗にして本尊不動明王尊を祀り寺域四百坪餘、往時は國王の祈願所で寺領五十石を賜つて居た。創立の年代は判然しないが日本僧頼重法印が五百五十年前茲に居て祭度王の祈願寺としたと云はれて居る。波上宮は其一祠堂であつたのである。

宮の寶物に朝鮮鐘がある。顯徳三年の銘があるから約九百八十年前の鑄造である。世界に現存する四十六個の朝鮮鐘中古きこと第六位と云はれ明治四十年國寶に指定されて居る。

宮鎮座の斷崖は、隆起珊瑚礁が幾千幾萬年の間、波に洗はれ潮に打たれ削磨又削磨、辛じて残つたもので

清人は笥崖と稱した。崖上崖下、觀月納涼、夕照望海、一として文人騷客を喜ばさないものは無い。清朝の詩人王夢樓は「笥崖月夜聽徐傳舟彈琴」と題し大海無人處、月明生暗潮、孤琴時一奏、白露唳層霄、云々」と歌つてゐる。

六、糸満部落

沖繩島へ行つたと云へば、糸満はどうだつたかと云ふ。内地人には糸満は餘程變つたところの様に思はれてゐるらしい。我々も是非何か變つた事をつかまへて來なくてはとバスを急がせた。垣の花部落の近代設備のいろ／＼、即ち氣象臺支臺や飛行場や蠶業試驗所などを横に見ながら車は海岸へ出た。道には珊瑚礁の破片が轉つてゐる。見るから踏んだら痛そうだが、平氣で女が裸足で、しかも重そうな籠を頭に載せて小走りに走つてゆく、之が糸満の女で、夫の漁つて來た魚を那覇へ賣りに行くところである。二里半の道を一時間位で行くと云ふから恐ろしい。しかも健康で美貌なのがが多い。他村の營養不良顔を見馳れた目には甚、頼もしい様な氣がする。

車を下りて海岸へ出たら糸満の名物剝舟が數隻濱に引上げられてあつた。糸満の事をよく調べてる宮良當壯氏は其著南島叢考に次の如く云つてゐる。『潮平、金城、糸満と三村、三村の青年達が、揃つて、魚捕り話。此の民謡はよく糸満人の生活振りを物語つてゐる。明けても暮れても漁の話で持ち切るのである。彼等は丸木を削り、刳つて長さ約四間、幅三尺、深さ一尺五寸のサバニ（鱈舟の義）と云ふ輕快な剝舟を造り、これに二人乃至七人宛乗つて漁に出掛けるのであ

る。彼等の剝舟は一時間に六哩と云ふ快速力で走るが、底が淺いために轉覆しがちである。併し糸満人は熟れたもので、立泳ぎしながら二三人で無難作に其舟を差上げて元の通り乗れるやうにする。』此の舟で沖繩近海は勿論遠く内地房總の沿海までも出漁する。糸満人の來る處魚族絶ゆなど云はれてゐるのは、糸満人の漁業の卓越さを語つてゐるものである。又糸満人は海外へ出稼に行つて、其處で世界の人と漁業の競争をして、いつも優越を示して居る、南洋に於ける雄飛振など是一般によく知られてゐる處である。

糸満人の夫婦別産制度は、本邦古來の家族制度と異なる。即ち稻垣國三郎氏の言を借用すれば（琉球小話）『夫は海上に活動し其の漁獲物を妻に賣る』其の利得は夫の所有として管理し、妻は夫より買ひ取つた魚介を市井に賣つて、其の利得を自己の所有として管理する。夫婦別々に財産を所有するのである。一家の生活費は夫の負擔であるが、其の子を教育する學費の如きは父母より均分に支持する。夫が證文を入れて妻から金を借りるやうなことも何の不思議もなく行はれる。夫婦に於て財産を別にするのみならず、親子兄弟姉妹間に於ても別有するのがあり、甚しいのは長男にして親と財産を別にし、尙一時別家をなして獨立の生活を營む者が多い。これは所謂家資分産制で個人主義の最も發揚されたものである。之が原因に就ては諸學者の研究があるが茲には省略する。兎に角個人主義の爲めか男も女も老も若きも、よく働いて居る、一民家の窓の中では妙齡の女が、せつせと機を織つてゐるし、腰の曲つた老婆も針仕事を勉めてゐる。外では洗濯するもの、運搬するもの、女は一人として徒手してゐるものは

居ない。寧ろ朝漁をすました男は一休みの態で、眞裸を陽光下にさらして大道を闊歩してゐた。

女の體格が良いが、男は一層よい、其の原因として不休の勞働と魚肉の常食を擧げるのが普通である。然し糸満人の子供に對するスバルタ式の教育は體格の良い最大の原因であらうと思ふ。近時國民體位問題のやまましい折柄、此の如きスバルタ式教育に對して考察あらん事を御すゝめする。飯島曼史は次の如く書いてゐる『糸満の男の子は幼少の頃から頭を海に突込んで潜ることを教へられる。十五六にもなれば一人前の漁師になる。魚のやうに泳ぎ廻る。糸満人が鱈を見つけて鉤を擬すると、どんなことがあつても逃がさぬさうだ。糸満人は海底深く鱈のあるところを付け狙うて泡も立てぬ靜さで潜つてゆく……』

糸満人の地名や糸満人の特性から糸満人は外人の後裔だとも云はれてゐるが、之に就ては「糸満町誌」は次の如く云つてゐる『由來糸満人は概して體格逞しく進取の氣象に富み體格言語動作何となく他村民と異なる觀がある。その上婦人は眼窩鼻梁皮府の色彩等往々歐洲婦人に類似する點があるので、一二の人士はアングロサクソンであると公表した事があるけれども全くさうではない。因より確固たる記録例證はないが、彼等の祖先は今より五六百年前に此の地に移住したやうである。現に町内には祖先を同じうし一族を爲す者が大小二十ほどあるが、夫等の祖先は名護、西原村の南地、浦添村の浦添、眞和志村の識名、豊見城村の地嶺、兼城村の阿波根、玉城村の糸數、高嶺村の眞榮里、國吉大里等より殆ど大差なき時代に移住したやうである』町には數箇所清泉があつて、石盤みの堂々たる樹形

と、其側にある泉の神の拜所と、其れに附屬する廣い石敷の洗ひ場は、水の不自由な沖繩に於て何にも換へ難いうれしさを語るものである。水質は石灰質であるが夫れでも泉の前には糸満女が樂しげに數人せつせと洗濯をしてゐる。

大きな岩の下の方に小さな御堂があつて何やら供へてあつた、こゝは白銀堂と云つて古來糸満の氏神を祀つた所で、今では饑などの人間に危害を加へる大魚を捕へた時、其御禮に鱒を切取つて供へるのである、此堂に關しては面白い傳説がある。二説あるが其一を沖繩案内の言を假りて記して置く。

『昔、糸満の美殿みみといふ男が薩人から金を借り返濟が出来ず、白銀岩の下に隠れてゐたら、金主に見付けられ將に一刀の下に殺されようとした。此の時美殿は薩人に向ひ「勇氣の出ぢらば手引け、手の出ぢらば勇氣引け」(怒りが出たら手を引込ませ、手が出たら怒りの心を引込ませ)といふ俚諺を説き漸く難を免れた。薩人歸國して夜中家に入ると、妻は……………、刀を抜いて兩斷しようとしたが美殿の言を思出し、起して見ると母が男装して添寝してゐるのであつた。彼は美殿の忠言を感謝し再び渡琉の時借金を免ぜんとした、美殿は金を調べてあつたので互に譲り合ひ遂に白銀岩の下に埋めて其志を表したといふ。』白銀岩下の靈地は必ずしも此傳説と起原を同じうして居ない様だが、此の傳説は糸満人の聰明と義理堅さを表して居るので、糸満人中には古くから傳へられ道光二年(文政五年)に『禰人腹元祖由來記』と題して扁額の中に藏められて居る。

町の中央の最高地はサンテンモトと稱し眺望が良

い三山鼎立の昔中山が南北兩山を平定の折、南山最後の王他魯每王が自ら愛妻を手打にして自及した處と云はれ、今では航海安全を祈願する所となり丘頂の廣場には香煙が立つて居る。其丘下にある宏壯なる墳墓はムテイ墓と稱され他魯每王を葬つた所である。

其の近邊には昔ながらの石塀があつて、『石敢當』の文字の讀まれる石が塚込になつてゐるものもあつた。石敢當は大坂にもあるし、又鹿児島大島などにも多い。最近西村真次博士の『日本文化史點描』を参照せられたい。

七、首里古城

那覇から東に向つて首里街道を行けば、路は次第に坂道となる。前には鬱蒼たる丘陵に高き古城を仰ぎ、さすがは琉球王の古都ぞと、懐しさを禁じ得ない。支那から來た冊封使も此の街道では思はず襟を正したであらうし、提督ベルリも些か畏敬の念を起したであらう。小國と侮られるのを嫌つて、識名園勸耕臺に冊封使を案内して海の全く見えない景色を以て、琉球を大國と思はせた琉球王は、此の首里城の遠望に於ても、亦相應の苦心を拂つたものであらうと思はれる。古へ第一坊中山門のあつた趾を過ぎ、いよく第二坊守禮門前に出た。明の嘉靖七年尙清王の建てたもので簡單な、そして弱々しい支那風の門である。前號挿圖は京都の中川伊作氏のスケッチで、我々の見た門には守禮之那の額は修繕中で掲げられて無かつた。門の近邊には尙眞王頌德碑及び眞珠湊之碑文や、尙侯爵家累代の墳墓の靈御殿や、古來參拜の絶えざる園比屋武嶽(琉球の古神社)などがある。門前は割合に開けて、佇立

して中山の往時を眺望懷舊するのに都合がよい。門内は遠く歡會門の入母屋式樓閣と古城石垣が見える。門扉なき門は古く『上の鳥居』と俗稱したが、此の奥の古玉殿が其保存の方法として、伊東忠太博士の斡旋に依り大正十二年沖繩神社拜殿となつた事と因縁が有りそうに思はれる。歡會門前の唐獅子の石像と、門を挿む石垣の積み方は巧且妙と云ふべきである。次で中山第一と稱せられる瑞泉があり、瑞泉門がある。門内は城内と云ふべき處で、漏刻門趾、漏刻臺、玉城朝薫碑などがある。昔此の邊には廣福門、奉神門等があつたのであるが今は全く無い。廣場を右折して數歩雄大な正殿が巍然として雪表に聳えてゐるのを見る。先づ目につくのは屋上の鷓尾に代る金色の物である。重層の建物は廣さ十一楹九十五尺七寸、深さ五十六尺六寸、高さ壇上から屋背迄五十四尺、前に五楹一面の突出部と更に三楹一面の向拜が附加せられる。合計百五十五坪余、外觀は重層であるが内容は三層である。此の正殿は察度王(正平五—應永二、二〇一—二〇五)の創建で、其後尙眞王の時殿前の龍柱及石欄を造つたと云ふ。現在の建築は享保十四年の重建。弘化三年八月の修造である。破風内龍の彫刻は桃山時代の面影を留めて居る。此の正殿に於て代々の琉球王が或は島國的争鬪に日を送り、或は孤島の平和の春を樂しみ、冊封使を迎へ、薩摩武士を招き、遂に明治十二年廢藩置縣の際遂に廢城となるまで數百年の間君臨したのである。其間幾多の遺物を留めて居り夫れ等は正殿前の北殿に設置せられてる郷土博物館に陳列されて居るが、其中で各地碑石の拓本は最も予を感動せしめた。或は明の嘉靖元年(大永二年、皇紀二二八二)に建てた尙

眞王の頌德碑、或は尙清王時代（大永七—弘治元年、二一八七—二二一五）に建てた眞珠湊之碑文、或は那覇崇元寺前に立てた下馬標など支那文を従とし日本假名を以て書いた琉球物語を主とした點は矢張爲朝の子孫なるかなと思はしめたのである。明治五年以來再三の交渉の結果支那に對する從來の關係を絶ち大日本帝國の一縣として、疑ひなき日本國の一部となり、其住民も亦日本臣民たる事が確認さるゝに至つたのは、此の碑の出來た時否其以前より定められたる事であるといふ信念を得たのである。

八、墓

琉球の原始的の葬法は棄屍、洗骨、或は土葬等各種の方法が用ひられ尙其風が残つて居る地方もあるが、一般に行はれて居る葬法は、先づ屍を墓室中に入れ之を密封し、大抵は次に新しい死者の生じた時、再び其屍を取出し洗骨し、陶製の甕に入れ、再びもとの墓に收めるのである。

墓室は大體に於て三式に分類される。即ち横穴式、龜甲式及び家形式である。横穴式とは自然の洞窟或は岩壁に墓室を穿つたもの、龜甲式は半ば岩壁内か或は全く地上に墓室を造り、其上に龜甲形の屋根を蔽つたもの、家形式は頂上を屋根形に造つたものである。何れも珊瑚礁か或は其れから得た石灰を使用するから、遠くから見ると白く見えるのである。辻原などには種々の形式の墓が多數集合して居るが、清明節（春分の後十五日目）には墓前に附設された石塀の間の草を採り掃除し家族總出で辨當酒を携へ、茲で歌を唱ひ蛇皮線を鳴らし清明祭を行ふのである。順て墓域の大きさは

中々に大きい、享保二十年の墓制にては、諸士は十二間角平民は六間角と定められて居る。琉球の墓が内地風横口式壙と同一系統に屬するものであるとして喜田貞吉博士は嘗て「民族と歴史」誌上で次の如く云つて居られる。

『私は琉球の古代文化を以て、主として日本文化の輸入されたものと信じて居ります。琉球には無論支那の文化も遺入つたでありませう。併し其の主なるものが内地風であることは、疑を容れないであります。琉球にももと先住の土人がありました。併し彼等は内地から渡つた優秀民族の爲に大抵は同化されつくして其の融合の結果後の琉球人を爲したのでありませう。或人は琉球人の祖先を解して、もと内地人の祖先と共同の起原を有するもので、一は内地に渡つて内地の文明をなし、一は琉球に渡つて琉球の文明をなしたのだといふ風に説いて居る様であります、私はそれを信じません。私は内地人と琉球人とを以て、そんな兄弟の様な關係ではなく、親子の間の關係だと解して居ります。内地人の祖先が内地に繁殖して、所謂日本民族をなし、日本文明をなした後に、其の一部のものが琉球へ渡つて、先住の土人と同化せしめたものと解して居ります。而して其の時代は早くも推古天皇の御代を上らず恐らく大化前後から、奈良朝の頃に遡つての事だと信じて居ります……それは琉球の言語なり、風俗なりからも判断すべきことで特に墳墓の系統などが、雄辯に之を表示するものと存じますが、歴史上の事實から亦明かに之を證據立て得るのであります……』

然し此の大きな墓も現在は新設を禁ぜられて居る。尙此れ等の墓は琉球土着人の財産であつて、住家に似

合はぬ大きな墓を所有し、其爲めに之を賣買或は抵當にする事もあるとの事である。

九、甘蔗及製糖

沖繩縣勢要覽（昭和十二年版）に曰く『製糖用甘蔗本縣に於ける糖業は産業中最も重要な地位を占め蔗作面積は全耕地面積の約三割に當り甘蔗生産高十餘億斤に達す、近時大莖種の普及に伴ひ漸次其栽培も集約化し好勢に向ひつゝあり。從來本縣に於て栽培せられし在來種の甘蔗中、讀谷山種は暴風病虫害に對し抵抗力あり最近迄作付面積の大部分を占め永き歴史を有するものなるも大正十二年臺灣より大莖種を移入し栽培試験の結果沖繩風土に適し尙收量その他含糖率に於て有利な條件を具備する爲め中間苗圃等により奨励増殖し現在に於ては殆ど全蔗園に普及す。

那覇市、首里市、島尻郡、中頭郡、國頭郡、宮古郡、八重山郡の合計に於て、作付段別は一五四、九九五反、收穫高は一、三八二、八五四、四九八斤（内自家製糖の分一、〇八七、八五一、五八〇斤販賣の分二九五、〇〇二、九一八斤）價額は七、九六七、四一三圓（以上昭和九年期）なり。』

之に由て收穫の八割が自家製糖用である事がわかる。地方の農家の庭に舊式の牛の力に由る糖汁搾り機が設置されるのを見るのは此の爲めである。順つて農事試験場に於ける各種試験の結果良好の品種を撰び之を農家に栽培せしめて居るが、如何なる程度迄所期の成績を擧げて居るかは疑問であらうと思はれる。

甘蔗栽培に關しては、颱風季に對する各種の對策を講じて居るが全く風害を避ける譯には行かない。琉球

（第一一六頁中段へつゞく）

戰時經濟の備忘録

講師 佐伯 三郎

(一) 費用原則の優位

七月七日夜、蘆溝橋に於て、突如たる支那側の不法行爲によつて勃發した北支事變は、八月十三日には上海に波及し、日支の全面的衝突となつて、戰禍の増場に投げ入れられた。我方の不擴大方針にも不拘、漸次擴大されて行く、彼我の戰鬪行爲は、多年南京政府によつて培はれた排日、抗日、侮日、方針の必然的所産であつて、武力による徹底的解決を見ざる限り、日支の平和は望みなき状態である。更に支那が抗日戰鬪行爲に手段を擧げず、多年東亞にその覺の手を伸ばさんとしてゐたロシヤの手先となつてその頗使に甘んずる限り、事は單純にして容易な問題ではない。かゝる際、我國の東亞安定政策の傳統的方針は、斷乎として守らざるを得ず、上一致して、非常時的結束の覺悟を持たなければならぬ。このとき、我國一切の經濟は、好むと好まざるとにかゝはらず、あげて非常的體制に入り、戰時經濟の建前の下に組織化され、戰爭資材の獲得需要を中心として、計畫經濟の段階に入る。この戰時經濟の非常時經濟體制は、平和時經濟學に於て、教へられた經濟法則と、異なる多くの特徴を持つてゐる。いま、それ等の中、興味ある二三の基本的特徴を寸抽すれば次の如くである。

平和時經濟學に於て、教へられる理論經濟學の諸原則の中、最も重要に取扱はれる部分は、財の價值は如何にして決定されるかと云ふ、價值決定の法則であるそれは、經濟學の鼻祖として考へられる Adam Smith 以來の、傳統的なものとして、經濟學研究の第一歩に於て、凡ゆる他の經濟法則を學ぶ前に、最初に解決を要する課題とされて來た。かゝる意味を持つ、價值の法則は、財の價值は、費用によつて決定されると云ふ費用學派と、財の價值は主觀的欲望によつて決定されると云ふ主觀學派が、相對立して、最も華々しき論争を展開したことは、人のよく知る所である。しかし、兩者のこの華々しき論争によつて、最後に導き出された結論として、吾々が知る所のことは、財の價值を決定する要素として、兩者とも、實際に適用されねばならぬと云ふことである。それは A. Marshall の適切に云へる如く、財の價值の決定に働く、費用と効用とは缺の紙を切る關係であると云ふ外ないのであつて、一方的に決定し能はぬ問題である。

しかるに、非常時的なる經濟現象を對象とする、戰時經濟の研究分野に於ては、價值を決定する要素として、一方的に費用法則を採用し、主觀法則に對して、

絶對的優位を認めない譯には、行かないのである。戰爭は、それ自體に於て、物質力の最大なる破壊であり經濟學的用語に従ふならば、非生産的消費の典型的なるものであり、それ自體に於ては、再生産されない最大の消費行爲である。故に、戰爭の場合に於ては、自由主義經濟の原則に従つて、之を自然に放任する時は所謂、需要供給の法則に従つて、戰爭資材の價值は、戰爭の擴大に伴ひ、必要な需要に照應して、價值の急激なる昂騰を見る。この價值騰貴の程度は、戰爭資材の實需に照應して騰貴するのみでなく、之を自然に放任するとき、實需要以外に思惑的な假裝需要が生じて、人氣的に釣上げ、そこに主觀的な心理作用に基く財の生産費をはるかに超過することとなる。故に、非常時經濟形態である。戰爭經濟學に於ては、自由主義經濟の經濟原則である、價值決定法則を揚棄して、財の價值が、費用によつて決定せらるべしと云ふ費用原則によらねばならぬ。この費用原則の絶對的優位こそ非常時經濟學の研究の出發點であり、非常時經濟學を研究對象とする戰爭經濟學に於ては、一切の爾餘の諸經濟計畫がこの法則の上に打立てられることを考慮の中に、研究せねばならぬ。

(二) 戰費の調達

戰爭をして、最後の勝利へ導かしめる原因は、古諺の教へる如く、天の時、地の利、人の和、であるであらうが、近代化された科學的裝備戰に於ては、之に加へるに、武装化された機械力が必要である。天の時地の利、人の和を得て、武装化された機械力を以てする場合に、更に要求されるものは、特に豊富なる戰費で

ある。戦争の鍵である科學的兵器の裝備は、今日の如き貨幣經濟時代に於ては、貨幣の形に於て、之を調達しなければならぬ。故に、科學的兵器の裝備の鍵を握るものは、云ひかへれば、貨幣量の大小であり、従つて戦時に於て、如何により大なる戦費を、國民經濟の全機構を破壊することなしに、調達するかと云ふことが、最も重要な問題である。

世界大戦に於て、交戦國が四ヶ年に費した直接戦費は、當時の英國首相 Lloyd George の戦後英國下院に於て報告した所によれば、五千億圓と算出されてある之を一ヶ月に計算する時、平均百四億一千六百六十六萬餘圓を費し、一日平均を算出すれば、三億四千七百三十三萬餘圓となる。之を獨逸一國にとつて見れば、一千三百四十四億圓を四ヶ年に費し、一ヶ月平均二十八億圓、一日平均は、九千三百三十三萬餘圓、假りに、當時の邦貨に換算すると、一日平均凡そ四千六百六十六萬餘圓に當る。忠勇武烈、金より劍劔より肉弾を以て誇る我國に於ても、今より四十年前日清戦役に於て、十ヶ月の戦費約二億圓を費し、一ヶ月平均約二千萬圓、一日平均約六十六萬圓を要し、三十年前の日露戦役に於ては、一年八ヶ月の戦費に、約十七億圓を費し、一ヶ月平均約八千五百萬圓、一日平均約二百八十三萬圓を費して大勝利を博した。

戦後の力としての戦費はかくの如く巨額に上るものであり、特に近代科學裝備の如何が、勝敗を左右する場合、一層その膨脹は必至である。このために、第一には、平素より非常時豫備金を積立て、置く方法があり、それは獨逸に於て、一八七〇年普佛戦争の賠償金の一部を常置して、非常時に備へられてあつたが、世

界大戦に於て戦争の擴大に伴ふ、戦費の膨脹に對してその効果が殆んど認められなかつた。第二の方法は、戦時増徴であるが、それも急激に巨大なる増徴は、租税の性質として、不可能であり且つ、國民經濟を一時的に混亂させる副作用が伴つて、害は利を覆ひ、只漸次的急激ならざる方法並に國民經濟の公平なる租税配分關係に於てのみ有効なる手段として認めざるを得ない。

第三は、戦時公債の方法であるが、これは、過去の戦争に於て實行され、その適切有効性が認められ、非常時戦費の調達方法として最も重要視されるものである。この公債の發行は、内債と外債とあるは知られる所であるが、それが國民經濟に及ぼす影響に於ては一ではない。それは、主として租税と關聯して考へられることであるが、一般に外國債は、後世の國民の負擔に歸し、内國債は、國內の購買力を移轉する經費であつて、それは、一般に云はれる如くすべてが後代の國民の負擔に歸すると云ふ性質を持つものではない。租税は現代國民の負擔するものにして、公債は後代國民の負擔に歸するものであると云はれることは、ピグーの指摘してある如く誤謬であつて、公債の中、特に内國債は戦時に於て、その國民が負擔した經費について、其既存の戦費負擔の分配状態を修正することが出来ることと云ふ餘地を持つものである。第四の戦費調達方法は政府不換紙幣及び、中央銀行借入金であるが、之は、經濟界に弊害を與へること多く、一時的過渡的方法としてのみ役立つにすぎない。その他、國民の獻金及び占領地人民に對する賦金等を數へることが出来るが、兩者とも、巨大なる額を望むことは困難であり、その上後者は弊害のみ多く望みをかけることが

不可能である。以上述べた、非常時戦費の調達方法の中、急速にして、且つ多額の戦費を、國民經濟機構を破壊することなくして、調達する方法は公債による方法である。歐洲大戦當時に於ても、その巨大な戦費の調達は公債の方法によつた、そして漸次増徴の方法によることによつて、公債による戦費調達を修正する手段をとつたのである。

我國今次の支那事變に於ては、去る(自七月廿五日)第七十一特別議會に於て五億圓が可決され、更に、又(自九月三日)第七十二議會に於て、二十億餘圓の事變費(至九月八日)滿場起立裡に可決され、事變費總額約二十五億圓となつた。今、これを前述した如く、四十年前の日清戦争に於ける、二億圓、三十年前の日露戦争に於ける二十億圓の戦費(日露戦役に於ては、二十億圓の半額十億圓を外債によつて支辨した)に比較すると格段の相違である。なほ、今次の事變に於ては、二十五億の戦費を國內のみに於て調達し、外債を發行してゐない、この一事によつても、我國の經濟力の發展が、如何に著しいものであるかと云ふことを知り得るのである。

(三) 戦争と景氣

四ヶ年の交戦期間に於て、直接戦費五千億圓、間接戦費六千七百億圓を費消したと稱せられる世界大戦の於て、非交戦諸國はそれだけの程度に於て、貿易上の利益をうけたが、その中で最も大なる利益を受けたのはアメリカ合衆國であつた。アメリカ合衆國には到底及ばなかつたが、日本も聯合國に對する軍需品の輸出と、歐洲交戦諸國の市場であつた各地への商品輸出

によつて、輸入超過國から一躍輸出超過國となり、大いに利益を得た。しかし、一國が、他國間の競争を高見してゐるのではなく、直接交戦國となつた場合に於ては、それが、經濟界に及ぼす影響は、競争の性質及び大小に應じ大いに異なる。我國の經驗によれば、日清日露の二大戦役に於ては、競争開始前、競争開始後、競争後と三つの景氣階段を辿つてゐる。即ち、競争開始前に於ては、軍需資材商品を中心として、好景氣現象を生じ、競争開始と同時に於ては、一般に不安的空氣が低迷し、經濟活動が氣迷ひ状態を續け、經濟界は沈衰し、不景氣現象を生じ、競争終了後に於ては、各産業の好景氣現象がそれであつた。

このことは、世界大戦當時、革命によつて、資本主義を揚棄したロシアと、極度の食料不足難から敗戦を餘儀なくされた獨乙を除き、幸にして、戦勝を捷ち得た英佛兩國に於ても見られ得た所であつて、それは原則的には、次の事情によると見られる。即ち、競争が開始されるとするや、競争によつて惹起される財の需要量の急激な増大によつて、軍需工業部門を中心とする好景氣現象が表れる。これが、第一の好景氣階段に表現される特徴でつて、競争が已に開始されるや、政府は戦時支辨費の巨大なる調達を必要とし、公債の發行と増税が必至の形勢となる。公債の發行は、それを容易ならしめるため、金融市場に統制を加へ、一時に巨額なる資金の必要は金融市場を引締め、増税の實施は、國民經濟の利潤採算を引下げる。この兩者の作用に加ふるに、戦時の非常時的計畫經濟は、國民經濟の活動力を、競争能力を高からしめんとする目標に編制替するため、景氣の一時的下降を生せしめる。これ

が第二の景氣階段であつて、この現象の後に、戦費還元の現象、即ち、一旦政府の手に引き上げられた戦費が、種々な形に於て、民間經濟の手中に支拂はれ、それが金融界に環流する時代に至ると、景氣上昇の機運が表れる。これが、第三の階段であつて、競争が遂次所期の目的に向つて遂行され、且つ戦勝の氣運が、成されるに至つて、この傾向は益々甚しくなり、戦後にその頂點に到達するが故である。

(四) 續戦争と景氣

日本に於ける日清、日露の兩戦役を通じて、經過した景氣の三つの階段、並に、世界大戦に於て經驗した英佛兩國の景氣の階段は、資本主義の成長期と完成期に見られた現象として、大いに注目を要する。概略的に見て來た以上の景氣の階段も、資本主義の發展に向はんとする我國の日清、日露の兩戦役に於けるそれと、資本主義末期に於ける、世界大戦當時の英佛兩國の景氣階段のそれとに於いては、仔細に觀察する時、質的に相違する或る點を見出すことが出来る。資本主義の發展期に入らんとした當時に起つた我國の日清、日露兩役に於ては、戦後一時的な好景氣の後に續く不景氣は、直ちに恢復され、資本主義的成長を非常な速度で進めて行つた。然るに、資本主義末期に於て、世界大戦に遭遇した英佛兩國は、戦後の一時的な好景氣が、戦勝國民の期待に反して、その後、續く永久的な不景氣、それは、資本主義のより一層の繁榮を期待出來ない、底知らない不景氣に沈衰し行くことであつた。このことについては、他面、日本に於ける日清、日露兩役の戦争の規模乃至、日本の當時の世界經濟的地

位並に、世界大戦の規模、乃至當時の英、佛の世界經濟的地位の相違から來るとも見られ得る。しかし、このことは、もし、世界大戦が、歐洲に於ける資本主義の次第に繁榮期に入らんとした一八七〇年代の普佛戦争當時に行はれたと假定すれば、戦後につゞいた經濟現象は、もつと異つたものであり得たであらう。即ち、普佛戦争後、獨佛が經驗した様な急速な戦後の立直しは不可能であつたとしても、戦争による創痍を徐々に恢復し、再び資本主義的繁榮の軌道を走り得たであらう。

しかるに、資本主義的繁榮の最後の段階にあつた世界大戦當時の英佛兩國は戦後、戦争による經濟的打撃を立直し、豫期せられた如く再び資本主義的繁榮をとり戻す代りに、資本主義それ自身のもつ諸特徴を次第に揚棄して、自由に代るに統制、統制に代はるに計畫的經濟と、次第に資本主義の特徴と質的に異なる要素を挿入するに至つた。このことは、また最近時の我國の經濟現象にも見られ得る所であつて、特に支那事變の勃發は、自由より統制へ、統制より計畫的經濟に急速な進展を見るに至つた。

故に、戦争と景氣の階段に於て述べた、日清、日露兩戦役に於て經驗した戦時に於ける景氣の三つの階段は、全般的に、今次の事變時の景氣動向に當てはめることは困難である。國內の經濟現象は、今日の經濟段階にあつては、國家の政策に依存する部分が大でありそれは、自由より統制へ、統制より計畫へと向ふ場合益々その要素が決定的となる。特に、今日の世界經濟に於ける特質、急速な經濟の戦時體制化と、それに本質的に必要なる自給的計畫經濟化は、我國に於ても必

然的であり、支那事變の存在如何にかゝはらず必至的に豫想せられるところであつた。支那事變の勃發は、この機運を早める作用をもつた、そしてそれは單に時期を早めたと云ふのではなく、支那事變のもつ特性、それは單に日支の衝突と云ふのみでなく、支那を足場として資本主義國乃至共產主義國が日本に對する或種の行動であることにより、そのことを一層重要ならしめる。かくの如き環境の上にある日本の經濟動向は、最も計畫經濟的に合理化する必然の運命を擔ふものであり、自由主義的自動作用によりて動く、景氣の運行は、次第にその本然の機能を縮め行くものと見なければならぬ。

(五) 戰時經濟體制の諸特徴

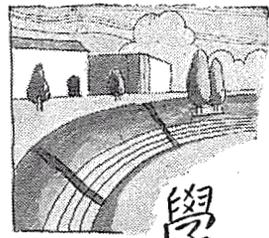
戰時經濟に於ては、戰爭可能性を出来るだけ、大ならしめるために、國民經濟に於ける、自由制を揚棄して、統制を加へ、統制經濟化、さらに一步進んで、計畫經濟化する。戰時經濟に於ける、この統制經濟化、乃至は計畫經濟化は、平時經濟に於ける統制經濟乃至計畫經濟の目的と異なり、戰爭可能性を最大限度に大にせんとする目標を根本に於て有することを特徴とする。そのために、種々なる方策をとるのであるが、そのの根幹的なるものをあげれば、第一は、金融統制乃至資本統制であつて、第二は、生産、勞働、消費の統制、第三は、貿易統制、乃至は貿易管理である。

第一の金融統制乃至資本統制に於ては、政府は、戰爭可能性を大ならしめるために、巨大な公債の發行を以て、戰費調達を計る建前から、金融界に統制を加へ公債發行を可能ならしめる方策をとるのである。さら

に、資本投資の方向を抑制し、出来るだけ戰爭に直接必要なる資材の生産を可能ならしめるやうに、軍需工業部門への投資を誘導し、平時工業生産への投資を制限する。第二の生産、勞働、消費の統制は、戰爭資材の生産を出来るだけ豊富に速かならしめるために、一貫した方策から表れたる三つの現象であつて、生産を計畫的な目的に合致させるために、後の二者即ち、勞働と消費に統制を加へるのである。即ち、生産統制に於ては、直接戰爭資材の生産を迅速、豊富ならしめるために、軍需工業生産以外の不急なる平和産業生産を統制し、干渉を加へる。勞働統制に於ては、勞働力の戰時動員を補ひ、軍需工業部門の生産力を大ならしめるため、平和産業の勞働力を軍需工業勞働に編成替へする。消費統制は、生産統制の目的を達するために當然到達すべき點であつて、軍需工業に必要な生産品乃至原料品の消費を抑制し、世界大戰に於ては、獨乙が一片のパン一さじの砂糖にまで及ぼしたことで著明である。第三の貿易統制力乃至は貿易の國家管理はその國の生産消費が國際貿易に依頼する程度に照應して重要視される所であつて、輸入に於ては、可及的に戰爭資材の原料品乃至は生産品の輸入を容易にし、不急なる平時生産品乃至原料品の輸入を統制する。輸出に於ては、戰爭可能性を減少する如き生産品の輸出を禁止し、不急なる平和時生産品の輸出を統制する。この貿易統制は、我國の如き、原料品を海外貿易に仰ぐ國に於て、且つ輸出の均衡を得るために、爲替相場と關聯して、國際收支適合を計る建前に於て重要性が増大する。今日求償的貿易主義の時代にあるとき、輸出と輸入を如何にすべきか、如何なる國より、幾干購

入し、如何に多くの生産品を輸出して、國際收支を適合すべきかと云ふことが、貿易統制を貿易國家管理にまで押し進めしむ可き理由を與へる。

以上述べた、戰時經濟體制の諸特徴は、平時と異なつた戰時經濟體制の原則的な部分を簡單に叙したものであつて、實際的には、それ等を綜合した全體的見地に立つて、その國の經濟狀況に適合する如くに具體化するのである。我國をして、急速に戰時體制化せしめた支那事變に於ても、矢張りこのことは原則的に實施せられつゝある所である。即ち、第一の必要條件である金融乃至資本統制の問題に對しては、原則的には去る九月上旬に於て開かれた第七十二臨時議會に於て成立した臨時資金調整法案がそれに答へるものである。第二の生産、勞働、消費統制に對しては、大正七年に制定された軍需工業動員法の實施、資源計畫關係法令、その他がこれに答へるものである。この中軍需工業動員法は、大正七年に法律化され、軍需品の範圍、工場、國家管理、勞働力の強制供用、消費の統制を含むものであるが、今迄實施を見ることなく、今回始めてその意義を發揮する譯である。第三の貿易統制乃至は、貿易の國家管理に答へるものは、さる七月下旬に於ける第七十一臨時議會に於て成立八月公布された、貿易および關係産業調整法であつて、從來の我國貿易統制が、輸出組合法或は、輸出補償法と云ふ如く、輸出に關するもののみであつたのを、輸出輸入の兩者に及ぶ統制に入つたのである。なほ、今日我國に於ては、貿易の國家管理にまでは至つてゐない、しかしこの問題も、次第に、將來の我國貿易政策上に重要な問題として登場して來るであらう。



學内報

専門部第一部第一次試験

専門部第一部第一次試験は九月二十一日(火)より施行し十月一日(金)終了した。

第二運動場新設

千里山豫科校舎の東につゞき目下新設中の第二運動場は低地の埋立地均し工事も殆ど完成に近づつてゐる、廣さ二千坪餘、教練場並に運動場として使用する筈である。

大學祭豫告と

國防献金

本學千里山、天六、關西大學三部學友會合同主催の大學祭は本年はその第十二回に相當するが、時局多端の折柄例年の催し物は之を取止め、來る十月十七日午後一時より中之島中央公會堂に於て式典、皇軍慰問祈禱會、時局講演會および軍事映畫會を催す事とし、以て節減された費用金壹千五百圓は之を十月七日大阪朝

日、大阪毎日兩新聞社に寄託して國防費並に皇軍慰問と遺家族後援費として献金した。

文部省視察

十月四・五・六の三日間に亘り文部省石井事務來官學、學事及び經理の視察があつた。

人事異動

豫備役歩兵中佐 小瀧 詮
學部教練及學生課事務を囑託す(十月一日付) 教 授 矢口孝次郎

任本學生徒主事 (十月九日付) 助 教 授 八鳥治一

任本學學生主事 (十月九日付)

任關甲教諭 (九月九日付) 松本榮一

依願免 (九月九日付) 關甲教諭 栗田眞造

囑二商臨時講師 (九月九日付) 中野 聖

同 川原吉次郎

同 高橋里久

がくほう抄

▼時局講演會 九月二十日午後一時より千里山豫科校舎講堂に於て開催、神戸學長、長谷川大佐の時局に關する講演があつた。尙専門部にては來る十月十四日午後二時より天六學舎講堂に於て開催の豫定。
▼經商研究會 十月八日午後二時より天六學舎に於て

開催、講師田邊信太郎氏の「朝鮮の火田民に就て」と題する研究發表があつた。

▼由斯會「映畫脚本」募集 母校關西大學を紹介する映畫の脚本を校友並に學生より募集した、結果は學報十一月號誌上に發表の筈。

▼岩崎卯一教授 十月七日文部省に於ける日本諸學振興委員會主催の第一回哲學部學會に出席、天皇統治に於ける臣民翼賛の意義なる研究發表をせられた。

▼古川 武教授 「國民主義の經濟學」に對し昭和十二年度の文部省精神科學獎勵金の交付を受けた。

▲大山彦一教授 雜誌社會事業研究九月號に「社會事業の理念と現實」を執筆

▼藤澤章次郎教授 改築中の南區竹屋町九の泊園書院竣成し長堀橋の仮寓より復歸せられた。

▼水谷揆一教授 神戸市より大阪市外會根に轉居。

▼富山四郎講師 三重縣阿山郡上野町福居町三三〇七に轉居

▼齋藤武生元講師 大津市陸所本町二五四に轉居

▼山本正男氏(會計課) 西淀川區大仁東一丁目三〇に轉居

▼内藤正剛監事母堂 九月十三日監事内藤正剛氏母堂逝去された。

▼賀屋俊雄教授子息 十月二日賀屋教授子息(本學豫科在學)逝去せられた。

▼鷲尾健治元講師 本學元講師にして同志社高商校長たりし氏は去る八月九日逝去せられた。

▼伊藤眞雄元講師 本學元講師にして神戸高商校長たりし氏は去る十月八日逝去せられた。

校 友

校友會會則改正並に校友會館建設調査委員會

校友會會則改正並に校友會館建設調査の第一回委員會を十月七月午後五時より天六學舍會議室に於て開催内藤委員より調査報告あり、協議の結果更に調査研究の上近日中に第二回委員會を開くこととなつた。

出席者 神戸會長、玉木理事、糸島實太郎、大月伸内藤正剛、藤本峯雄、關野馬、桂忠雄、神屋敦民藏の諸氏。

大連支部

八月二十日午後六時半より、海務協會食堂に於て第十七回秀麗會を開催す。

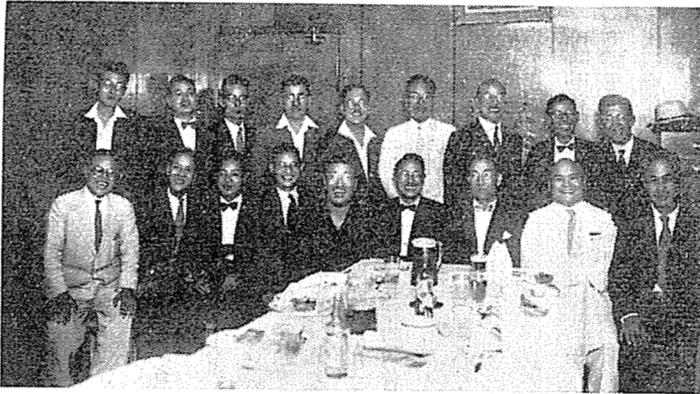
今回は着中内地歸省者多く、出席者は洵に寥々たるものであつたが、然し校友お互が二人でも三人でも打ち寛いで清談を交はすことは全く愉快なことの一つである、幸に室山氏が天津事變直後に天津に出張し、事變當時のホヤ／＼のニュースをどつさり仕込んで来て吾々に分配せられたので、それを中心に今次の支那事變の前途から歐洲の雲行きなどに迄話は往來し、臆斷獨斷天晴れ名參謀長がアチコチに出来上つて中々賑やかなものであつた、次回は觀月の會を催すことに申合せ九時半散會す

(出席者) 高濱 直一、室山宇太郎、秀島 全浩
光井 章雄、三橋 正實、平井 三朗

甲子俱樂部 (大正十三年專門部) (法律科卒業生)

甲子園俱樂部の會合は會員稻井義夫君が大坂地方裁判所判事に榮轉せられたのを機會に九月四日午後六時より梅田新道共同ビル地階アサヒビヤホール別室に於て開催各自思ひ／＼の氣焔をあげ感興盡きるところを知らず宴半ばにして森川太郎君來會せられ母校の近況を知ることを得て更に一層懷舊談に花が咲いた。

甲子俱樂部の集ひ



記念撮影

の後一同皇軍の武運長久を祈る爲め萬歳を三唱し盛會裡に閉會した時に午後十一時。

當日の出席者十八名
(イロハ順)
稻井義夫、井上富太郎、六藤薫太郎、西山政雄、和山一佐、金星武三、谷岡登、楠山秀太郎、矢野義一、深川實、淺野樹雄、在里三芳、坂口軍司、岸田一榮、廣實、尾家、森川太郎、千田芳市

應召軍務公用者 (其の二)

本誌前號所載以後支那事變軍務公用者として應召出征の本學教職員並に校友、在學生諸氏の中判明せるは左記の通りである。(十月十一日)

教 職 員

可野敬四郎 專門部生徒主事、學生課主任

卒 業 生

渡邊保太郎(昭二專文) 吾妻 修(昭四專法)
花谷 猛(昭五大法) 樋口 健造(昭五大經)
木村松太郎(昭六大經) 木村 仁吉(昭七大法)
村野 伸造(昭八專二法) 竹内 義一(昭九大哲)
出島 貞男(昭九大經) 川端 敏信(昭九大商)
松村善三郎(昭十專一商) 鐵井 勉(昭十專一商)
阪口 清(昭十專團) 藤田 正明(昭十一大法)
湫 義雄(昭十一大經) 細谷 正士(昭十一專一商)
戸城 清文(昭十一專一商) 吉田 正(昭十一專一商)
中谷 顯一(昭十一專一商) 清水 善男(昭十一專二法)
松原 翁(昭十一專二法) 福田 稔(昭十一專二商)
岡田 好一(昭十一專二團)

在 學 生

木村 數一(學部法二) 安井 旭(學部商一)
山口 壽一(專一法三) 青木 文雄(專一法二)
古谷 肇(專一商二) 本宮 操(專一商二)
坪内 完一(專一商一) 山口 季信(專二法三)
榊井 輝雄(專二法三) 綾 小次郎(專二法三)
尾家 百彦(專二法二) 島田 三郎(專二法二)
造道 富雄(專二法二) 關岡 利和(專二法二)

動 靜

田村 淺一君(昭四專法) 兵庫縣學務部を辭し神戸保導聯盟事務所(神戸市中山手通三丁目北野小學校内)に勤務、住所灘區高羽竹丸二〇

竹崎 米吉君(天二專法) 佐賀縣總務部長を退職、岸和田市長に就任

小角太一郎君(天二〇大專法) 日本電力會社より同社傍系日本マグネシウム會社(東京市板橋區志村長後町二二二)に轉勤、住所豊島區長崎南町二丁目二〇三七

鄭 坡君(天二四專法) 朝鮮慶尙南道統營郡廳より同河東郡廳に轉勤

岸田駒太郎君(天二四專法) 大日本麥酒會社梅田新道アサヒビヤホール食堂支配人

畑 義博君(昭二專法) 勤務先、大日本自轉車會社大阪工場名稱を變更し、大日本機械工業會社自轉車工場(東淀川區本庄中通一ノ二二)となる

加羅田文英君(昭二專文) 村中兄弟商會(東區備後町五)

長澤 義雄君(昭三專法) 大阪市役所教育部、住所北河內郡四宮村上島頭八六

尾崎 米一君(昭四大法) 警部補、鶴橋署より今宮署へ轉勤

鳥巢 隆三君(昭七〇大政) 壽製作所京都工場より販賣課(北區曾根崎上三丁目共同ビル内)に轉勤、住所西宮市津門綾羽二四

森川 定治君(昭七專商) 帝國興信所大阪支部を辭し東邦印刷工場(東成區西今里町三三三)に勤務

住田 義雄君(昭七專商) 神港女子商業學校より兵庫縣洲本商業學校に轉勤

田野 數衛君(昭七專商) 日本海上火災保險會社福岡支店(福岡市天神町二六)駐在事務所(鹿児島市潮見町池畑運送店內)

油谷 重一君(昭八專二法) 大阪市鯉江商業青年學校(旭區今福町)

森 義光君(昭八專二法) 富士生命保險會社(東京市麹町區丸の内三ノ六)住所埼玉縣蕨町仲上一三二

福留 淳君(昭八專二法) 大阪市遞信局工務課を辭し日本電信電話工務會社市内線路課(東京市日本橋區濱町)に勤務

森田 武芳君(昭八專二經) 元山遞信分掌局工事課、住所朝鮮清津府常盤町一〇

西岡敬之介君(昭一〇大法) 神戸市立第一神港商業學校志岐 五六君(昭二專一商) 奉天滿蒙毛織百貨店を辭し滿洲國龍江省長官房人事股へ勤務、住所齊々哈爾市公園路十號、脇茂一方

池田 正雄君(昭二專二商) 大日本生絲販賣組合聯合會(橫濱市中區北仲道五丁目帝蠶ビル内)

移 動

三村 福一君(天二專法) 岡山縣兒島郡宇野町高邊

高田 密藏君(天二專法) 奈良縣生駒町俵口

宗内 正君(天二三專法) 東京市杉並區正保町九

加賀田慶治君(昭二專文) 神戸市灘區王子町二ノ二五

宮本三七雄君(昭二專文) 堺市一條通五丁六四

渡邊保太郎君(昭二專文) 愛媛縣新居郡金子村田所

重川 滿隆(專二法) 渡邊 一男(專二法)

金山 正信(專二法) 橋本 典雄(專二法)

谷口健四郎(專二法) 奥村武之進(專二法)

高岡六太郎(專二法) 柏木 正一(專二法)

河合 德(專二法) 田崎 茂(專二法)

高岡 光實(專二法) 鶴身 義典(專二法)

高西 虎夫(專二經) 井上 典男(專二經)

吉本 道孝(專二商三) 橋本喜一郎(專二商二)

竹内 嘉治(專二商一) 岡崎 冠(專二商一)

門野 敏雄(專二商一) 林 文一(專二商一)

宮田 正二(專二商一)

高文筆記試驗合格者

(司法科)

岸井 八東(昭七大法) 後藤 睦朗(昭六專法)

竹島 義郎(昭六專法) 鍵尾 豪雄(昭七大法)

北川 靜雄(昭七大法) 鹽見 利夫(昭七專法)

伊藤 一雄(昭八專一法) 段林作太郎(昭八專二法)

澤村 英雄(昭八專二法) 本井 吉雄(昭八專三法)

塚本 義明(昭九大法) 永田 旭(昭九專三法)

森 健(昭九專三法) 鳥巢 新一(昭十專二法)

澤 克巳(昭十專二法) 植垣 幸雄(昭十一專二法)

土井 義明(昭十二專二法)

(行政科)

吉岡 英一(昭四專法) 佐藤 忠雄(昭十專一法)

押目 初夫(天法三年在學)

藏下 益治君(昭三 大法) 泉北郡濱寺町下石津(三五)
 舟渡與三松君(昭四 專英) 旭區中宮町四五六
 白川 忠勝君(昭七 專經) 吳市吉浦町幸内町一〇四
 平安 三郎君(昭七 專商) 豊能郡石橋野村莊園
 米田 保次君(昭七 專商) 中河内郡長瀬村柏田一〇八
 六ノ一
 奥野 甚藏君(昭八 專二經) 中河内郡堅下村大縣二二五
 内山 勇君(昭八 專二大法) 佐賀市神野町二五八
 平野彌三郎君(昭八 專國) 港區八雲町二丁目三二
 中川多喜藏君(昭八 專國) 西成區玉出新町通一丁目一
 二、早川勝太郎方
 田中 巧君(昭九 大法) 住吉區田邊本町八丁目四
 祐保 吉次君(昭九 專一商) 神戸市湊區馬場町二二〇
 井村 重文君(昭九 專二商) 東淀川區十三元今里南通三
 ノ一二、池部方
 古井 謙治君(昭五 專英) 住吉區遠里小野町一五七
 羽田野秋男君(昭五 專商) 大阪市西淀川區海老江上二
 丁目二三
 上野 訓司君(昭六 專國) 北河内郡寝屋川村大利新道
 筒井 國義君(昭七 大法) 三島郡吹田町泉町三一六八
 (電吹田六三九)
 (寄姓赤塚)
 阪本延三郎君(昭七 大法) 住吉區北田邊町九五八
 宮原 一君(昭七 專國) 旭區中宮町七四七ノ一〇
 浦崎 政雄君(昭七 專國) 住吉區平野大通三〇
 正面 敏雄君(昭七 專國) 港區七條通三丁目三一
 大屋 宏君(昭九 專國) 神戸市葺合區大日通五丁目
 一一九
 宮内大三郎君(昭九 專國) 泉北郡鳳凰園五九六

西村 實君(昭一〇 專國) 西淀川區海老江中二丁目三
 近藤 正義君(昭一〇 專國) 京都市東山通二條角玉樹院
 井戸 輝夫君(昭一〇 專國) 北區都島北通四丁目五
 阪口 清君(昭一〇 專國) 天王寺區東平野町一丁目一
 伊關 國雄君(昭一〇 專國) 東成區片江町六八四ノ一
 羽田 實君(昭一一 專國) 住吉區天下茶屋本通三丁目
 一三〇
 堀 敏雄君(昭一二 大法) 滿洲國營口新市街花園街
 野長瀬正道君(昭一二 大經) 住吉區昭和町西三丁目二〇
 二神 猛君(昭一二 專一商) 名古屋市中區板橋町一丁
 目二九、水野方
 (第八頁よりつゞく)
 に於ける惱みの大なるものと云はなければならぬ。切
 に尙一層の研究を倭つべきものであらう。
 縣勢要覽は尙糖業に就て云ふ『沖繩縣下の糖業者は
 農家戸数の五割七分を占め砂糖の縣外移出價額は移出
 品總額の五割六分に當れり。本縣の經濟は糖業を基調
 として動き其の消長は縣民の生活と密接なる關係を有
 するものなり。昭和九年期の作付反別は耕地總反別の
 三割弱に當り、收穫高十三億八千三百萬斤にして内三
 分の二は舊式製糖に依る含密糖製造に給せられ残余は
 分密糖の原料として製糖會社に販賣せらる。』
 舊式製糖を順次改良する事は勿論であるが、尙バガ
 ス糖密其他副産物の利用に關しては、臺灣に學ぶか、
 更に新らしい別研究を行ふべき必要があると思ふ。バ
 ガスは燃料不足を理由にして昔の臺灣と同じく、たゞ
 燃料のみに用ふるなどは、たとひ數量が少いとは云へ、
 國家經濟から考へても其儘に捨て置くべきではあるま

二階堂 博君(昭二 專國) 北區都島本通四丁目二九
 森高新三郎君(昭二 專二商) 天王寺區北山町二〇、長
 谷川潔方
改 姓 名
 (舊) (新)
 (昭七 大法) 赤塚延三郎 阪本延三郎
 (昭八 大經) 岡田 俊治 内田 俊治

逝 去
 深井 湛君(大一三 專三法) 昭和十二年九月二十一日
 桑野 爲雄君(昭一〇 專二商) 昭和十二年八月十一日
 生尾兼太郎君(昭一二 大法) 昭和十二年九月十六日

い。嘗て志賀重昂は琉球を日本の縮圖だと云つた。人
 口の過剰、産物の稀少、扱は輸入超過など、よく似て
 居る。然しながら、日本全體としては、之れ等の難事
 を打破すべく、あらゆる努力を以て着々好轉に向ひつ
 ゝある。縮圖たる琉球はどうであらうか。多くは語り
 たくない、要は子は親に従ふべきものである以上、日
 本内地の研究を學び、工作に順ふべきものでは無から
 うか。更に琉球は琉球の地方的環境に依存して獨特の
 發展に進むべき點も甚多いと思ふ。昔を語り古きを守
 るは良しいが、日に新に日々に又新たで無ければなら
 ぬ。琉球旅行の縁を以て敢て苦言を呈する。
 尙名勝古蹟、天産工業、或は風俗言語、歌謠舞踊な
 どに就ても書きたいが先づ擱筆する事にして、最後
 に沖繩教育會主事島袋源八郎氏が其著書の扉に特に書
 いて下さつた琉歌(八八八六調 三十文字)を記して
 同氏に感謝すると同時に琉球を讚美して置く。
 空海のみどり常夏の親國露の滴ゆる愛し親國

國文學會

中等教員國語科無試験

檢定認可祝賀會

昭和十二年九月四日附を以て文部省より通達せられた中等教員國語科無試験檢定取扱認可の件こそ我々の翹望してゐたものであつたのだ。この喜びを共に頌たうと、國文學會主催を以て九月二十六日正午より天六學舎集會室でさゝやかな祝賀會を催したのであるが、御参加下さつた方には河村専門部主事、武田前主事を初め、國語科では新町飯田兩教授外四先生、漢文科石濱先生外三先生、卒業生昭和二年から本年度まで約三十氏、在學生二十六名、總て六十六人といふ實に罕に見る盛會で、幹事一同感激に堪へない處である。

開會に先立つて一同記念撮影をし、零時三十分より左記の順序で會を進めた。

一、開會の辭

一、新町會長挨拶

一、河村専門部主事挨拶河村主事の音頭で一同乾盃

一、武田前主事挨拶並苦心の思ひ出話

一、飯田先生、田中先生の受檢についての報告

一、本年度卒業生二階堂、山田兩君の受檢體験談、

一、漢文科石濱先生外三先生の祝辭並に感想談

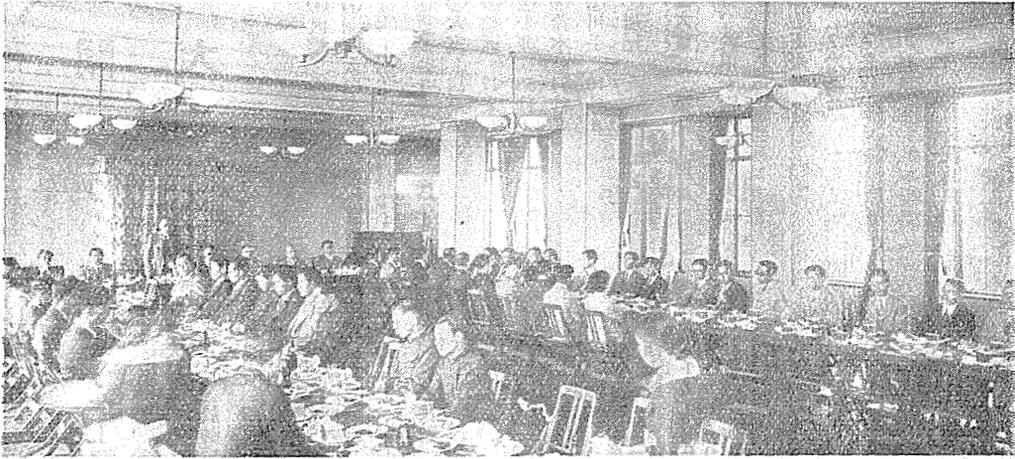
一、安川先生、山脇先生の感想談

一、卒業生祝辭並びに思ひ出話昭和二年度より十一

年度まで順次一氏づゝ

一、閉會の辭

かくて會合を終へたのは三時半であつた。終始喜びに溢れつゝ、更に新しい目標への希望に燃える一同の



國文學會祝賀會

言葉には、なごやかな中に湧き出づる力が感じられて頼もしい限りであつた。

國漢文科がその名に恥ぢぬ内容を充實したこの日に於ける諸先生並びに卒業生諸兄の希望は自ら次の二點に集中せられた。

即ちその一は十二年度以前の卒業生にも、同様の特典を與へらるべく考慮を願ひたいといふ事、吉崎氏がこの點に關して特に河村主事に回答を求められた。これに對して同主事は、學校當局に於ても諸規則を研究し或は他の學校の實例等をも參考して、出来る限りの便宜の計り得るやう努力すると申述べられた。

今一つの問題は既に以前からの希望である學部に國文科漢文科新設の件であつて、これこそ國文科が今日の實力を得た以上、當然の望みである。この問題についての一同の熱意は實に大きいものであつた。

この二點に關しては司會席の方でこの日の一同の希望事項として意向を取纏め、河村主事を経て學長先生まで上申書を提出し、以てこれが實現を歎願することゝなつた。

その外思ひ出話がいろ／＼と出て楽しさの限りをつくしたのであるが、就中國文科の今日あるは單に文科といつた前身を今日の國漢文科と英文科とに分離させるに獻身的の盡力をされた安川先生の功によるものであるといふ打明け話や吉崎氏のこの度の受檢についての後援の話などが次々感激に満ちた言葉によつて繰擲げられて後進者一同は多大の感銘を受けたのである。

漢文科の諸先生が午後早々に催される先生達の會合迄の僅の時間をさいて御出席下さり祝辭にあはせて有益なる御意見を御開陳下さつたのも有難い事であつた



關 大 ツ ー ポ ス

陸上競技部

日瀧米陸上競技大會

九月八日、於名古屋鶴舞公園運動場
 百米 ②谷口睦生、10秒9
 走高跳 ①近藤瀧一、1米95

日米陸上近畿大會

九月十一日、甲子園南運動場
 百米 ③谷口睦生、10秒4(追風14米)
 走幅跳 ③小椋真佐已、7米12
 四百米障礙 ③福田時雄、55秒7
 二百米 ②谷口睦生、21秒4
 三段跳 ①戸上研之、15米44

近畿選手權陸上大會 第五回

九月十九日、於甲子園南運動場
 三千米障礙 ④渡邊 12分12秒6
 走幅跳 ①小椋 7米5
 棒高跳 ④安井 3米20
 圓盤投 ②加藤 34米71

八百米 ④渡橋
 四百米纜走 ①關西大學チーム
 (近藤、岩尾、小椋、川手) 44秒4

走高跳 ①近藤 1米85
 三段跳 ①大室 14米53
 槍投 ④松浦 47米70
 中障礙 ①平井 58秒1
 四百米 ③鈴木 54秒3
 百米 ①川手 10秒8
 ④岩尾

日本學生選手權大會 第十回

九月二十五日、於甲子園南運動場
 走高跳 ④小谷 1米85
 ⑤近藤 1米80
 走幅跳 ①戸上 7米26
 ②小椋 7米17
 二百米 ①谷口 21秒4
 中障礙 ①福田 56秒3
 四百米 ⑥古川
 百米 ①谷口 10秒5
 ⑥川手

三段跳 ①戸上 15米37
 得點順位、⑤關西大學41點%

ホツケ一部

九月二十六日、於神戸
 關西大學 8—0 三高
 十月三日、於神戸商大
 關西大學 7—0 神戸商大

卓球部 (千里山)

神宮大會大阪選
 十月三日、於武川會館
 ダブルス代表
 坂田竹雄、若林 茂

野球部

關西六大學秋季リーグ戦
 九月十二日、於京都西京極球場
 關西大學 8—0 神戸商業大學
 關大 1110001103 8
 神大 0000000000 0
 バッテリイ (關大) 岡本、釣、宮川
 (神大) 眞部、小池
 九月二十三日、於西京極球場
 關西大學 2—0 神戸商業大學
 關大 0010000001 2
 神大 0000000000 0
 バッテリイ (關大) 釣、宮川
 (神大) 眞部、小池
 九月二十五日、於西京極球場

關西大學 3—0 關西學院大學

關大 0010010000 3
 關學 0000000000 0

バッテリイ (關大) 釣、宮川
 (關學) 門脇、中島

九月二十六日、於西京極球場

關西大學 10A—0 關西學院大學
 關學 0010000000 10
 關大 012000034A 10

バッテリイ (關學) 門脇、中島
 (關大) 釣、宮川

十月二日、於西京極球場

關西大學 6—5 立命館大學
 關大 30000120300 6
 立命 0000020200 5

バッテリイ (關大) 釣、岡本、宮川
 (立命) 岡山、安岡

十月三日、於西京極球場

關西大學 5—2 立命館大學
 關大 0000030002 5
 立命 0020000000 2

バッテリイ (關大) 宗内、釣、宮川
 (立命) 岡山、安岡

籠球部

九月十一日、於甲子園コート
 早大新人 58—24 關大新人

神宮大會大阪選

十月三日、於大阪YMCA
 男子一般の部決勝
 關西大學 43 (2023—16) 23 西野田職工

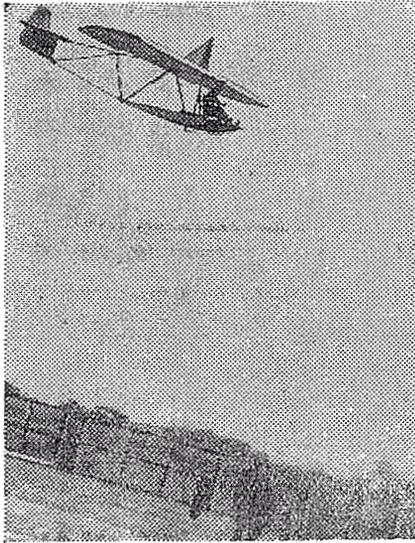
馬術部 (千里山)

東京オリンピック馬術民間候補選手陸衛會に、本部主將並に關西聯盟選手主將の宮本恒夫君は、オリンピック競技種目の純馬術、大障礙飛越、綜合馬術の内、大障礙、綜合馬術の二種目に出場し兩種目とも序列第一位の成績を獲得せり。

航空部

このほど本學關係者並に財界有志に依つて航空研究後援會が組織され、二十日千里山學舍クラブハウスにて發會式並にグライダー進空披露式が舉行された。

原田副會長の開會の辭に始まり國旗に敬禮國歌齊唱後、増山會長の挨拶あり、吉見海軍大佐並に藤原通信局長(畠山航



空官代議(祝辭、次で日本學生航空聯盟關西支部の白川朋吉氏及び朝日新聞社取締役和田信夫氏其他航空諸團體よりの祝電十數通を披露、賀來名譽部長の經過報告の後、長谷川陸軍大佐の首唱により萬歲三唱ありて閉式す。

次で後援會初事業として航空部に寄贈する事となつたグライダーの披露式を舉行、鶴田委員開會の辭を述べ、神戸學長のグライダー命名あり、賀來部長、吉田主將等の挨拶、來賓祝辭、林委員の閉會の辭ありて、最後に一同時局柄の日の丸の辨當に舌鼓を打ちつゝ、校庭に引き出された新命名グライダーを、鶴田、井上、兩滑空士が操縦、秋空を切つて見事に進空、高度正に入米悠々滑空するを參觀、

日本グライダー界の第一人者志鶴氏より其の技術に就て賞讃の言葉があつた。當日多數來賓中、航空關係來賓は左の如し。

- 大日本飛行少年團大 阪本部長吉見大佐、大阪通信局長代理大久保氏、大阪飛行場代理畠山航察官、滿洲帝國大阪駐在名譽領事、グロ社社長江崎氏、日本

空陸送會社大阪支所長石田氏、アカシヤ木工社社安井氏、大阪飛行機研究所長乾氏、大毎航空部志鶴氏

庭球部

關西選手權大會 第十六回

九月六日、於甲子園コート

第三次試合勝者 (本學關係)

(シングル) 倉光、廣瀬、奥村、(ダブル) 倉光、奥村

九月七日、第四次試合

シングル

倉光(關大) 7-5 6-0 出來 (和高商)

廣瀬(關大) 7-9 7-5 宮井(關學)

奥村(關大) 6-2 6-3 井上(同大)

ダブル

倉光(關大) 6-4 6-4 松本(法政)

九月八日

シングル

倉光(關大) 6-1 6-4 廣瀬(關大)

生島(關學) 6-1 6-2 奥村(關大)

ダブル

倉光(關大) 6-3 6-3 奈智(關學)

奥村(關大) 6-2 山縣(關學)

九月九日

シングル

高棟(福岡俱) 6-4 6-4 倉光(關大)

九月十二日

ダブル

上原(天澤俱) 7-5 9-7 倉光(關大)

堀越(關大) 6-2 奥村(關大)

中部日本高專大會 第十三回

九月十九日、於名古屋體育大道場

第一回戰 不戰勝

第二回戰

關大專門部(大將同士) 濱松高工

准決勝戰

八 高 (大將同士) 關大專門部

拳闘部

全關西アマチユア聯盟大會

九月二十三日、於甲子園リンク

フライ級

○朴 (大星) 判定 倉本(關大)

○關塚(關大) 引分 乾(篠原)

○濱口(關大) 判定 尾花(篠原)

バンタム級

○稻田(關大) 打倒 吉川(關西)

○山田(關大) 打倒 松江(關西)

フェザー級

神宮大會關西第一次豫選

十月三日、於甲子園庭球場特別リンク

本學關係勝者左の通り

フライ級 濱口大二郎

フェザー級 稻田

ライト級 山田

水上競技部

全日本學生水上大會 第二回

九月十七日、於明治神宮プール

八百米泳泳選

A組 ④關西大學チーム

二百米背泳泳選

C組 ③山田綱

ラグビー部

九月十二日、於花園競技場

關大専門部 38—0 大阪高醫

九月十九日、於花園競技場

日大専門部 21—0 關大専門部

關西大學 31—3 大阪外語

九月二十六日、於花園

關西學院 33(2310)—13(133) 16 關西大學

十月三日、於花園競技場

大阪外語 11—0 關大専門部

フェンシング部

推ふにオリンピック種目たる此の競技は、東都に於ては既に四大學で練習されてゐるに不拘、關西に於てはフェンシングの何たるかも知らざる状態である。爰に於て關西スポーツ界の雄たる本學が、未熟乍ら關西諸大學のトップを切つてフェンシング部を創設しました。
來るべき東京大會を目指し、我々は一生涯懸命練習致します、校友先輩諸兄も大

いに御鞭撻の程伏して御願ひ致します
(部員) 田中龍一郎 八尾壯比古、山口吉雄



東亞研究會

九月十五日、名士招待講演會

大阪毎日東亞通信部顧問 澤村幸夫氏

演題 「當面の支那問題」

東亞研究會の主催の下に事務局柄我研究會の顧問で居られ斯界の第一人者たる澤村先生を御招待して御講演を御願ひした先生には當面の支那問題と題して一時間半に亘り御話下され今や支那事變の擴大しゆく時我々の進むべき方針をお話し下された。
我々學生は何時迄も愛國の學生として純情な心を以て各々の務に進むべきであらう。

來聽者先生方を加へて約一〇〇名、熱心にお聞き下さつたことは感激に堪へない。
今後は屢々この様な講演會を開催する豫定である。
(高橋生)

經友會

經友會第一回總會は日支風雲急なる九月二十九日午後八時より二十二教室に開會。當日は學生二百名出席のもとに謹嚴

なる霧國氣の中に左記事項を決議し、躍進經濟學科の充實を圖ることになつた。

(イ) 研究部

(イ) 研究發表會……十月十一日午後八時より二十三教室に開催

(ロ) 學生討論會……委細後日發表

(2) 雜誌部

(イ) 機關雜誌「經友」發行……十一月中に發刊のこと

(ロ) 卒業論文集發刊

引續き指導教授經濟學博士堀先生の「統制經濟の本質」に關しての御講演は刻下の戰時體制經濟の核心に觸れ、有爲義理に散會した。
當日のプログラム左の如し

一、學 歌 一同

一、開會之辭 總務委員 唐川次夫君

一、挨拶 委員長 平澤農一君

一、事業決議 雜誌部委員 下田治身君

研究部委員 出原正己君

一、御講演

「統制經濟の本質」

指導教授 堀經夫先生

一、閉會之辭 副委員長 日俣正之君

一、學生歌 一同

散會

商業研究會

秋冷彌増し自然は吾人に好適の季節を

齎し勉學にスポーツに其他凡ゆる部面に於て活躍を期待せり。茲に本會は過去の業績を顧み而して更に一段の飛躍を斷行せんとす。

(一) 七月十日前學期最終見學を神戸税關に於て爲し我國外國貿易を一把の中に展望し多大の効果を收むこれ一重に野村教授の御懇篤なる御指導と森川會長の眞摯なる御指導の然らしむる所且當日、先輩有年所長の絶大なる好意を茲に深謝す出席者廿三名

(二) 夏期休暇研究論文は目下着々審査決定を急ぎつゝあり嚴選の結果本會々々賞は多分酷暑を征戦せし諸士の頭上に輝く事と思ふ。

惟ふに七月七日發せし「北支事變」は我國經濟機構を準戰體制より戰時體制に移行せしめ所謂此重大時局の正眞なる認識こそ吾人學徒の爲すべき義務である故に本會は此主旨を體し時局に對する研究講演會を開催し經濟的諸問題を通じて其の普遍的並びに特殊の眞理を討究する。而して本會は第二學期の活躍を期すべく既に先學期神戸十合百貨店食堂に於て會長臨席の下に役員(次年度)を決定す
幹事長、久恒典盛 總務、保崎初夫
編輯部、井上清次郎 庶務部、淺野純一
記録部、渡邊貞夫 廣告部、堀内眞二
會計主任、藤塚嘉治

俳壇

朝冷選

第十四回九月例会

天六學舎三階會議室に於て、九月二十八日午後六時半より開催す、採録句は左の通り。

安井 龍章

高原の古墳ひそけく霧深し

コスモスの花揺れ妹の顔白く

柿赤らみ梢に日章旗の繻へる

神屋敷蒼生

高梁の荒み蹄轍長くつゞけり

高橋 春桂

演習のすめば淋しき道の萩

宮本かなめ

額ける夕日の墓地の彼岸花

藤井鬼峯子

粟落つるあたり朝の散歩かな

上田 呂史

拜ろがみぬ老杉を透く日の冷やか

十月の空にお伽の雲生めり

中塚 素木

(宇野高松間駱船)

初秋を鷗白う飛ぶ月の波

肌寒く燈臺の燈は海に入る

黒杭 豆刀

時限解くベルが親しき燈をみだす

燈に親し學舎時限の黙を呼ぶ

壁にかゝる奉公袋秋の燈に

内藤 秋布

曼珠沙華燃えて兵らに秋もなく

秋の燈に筆が乾けばねむくなる

秋來なれ夾かな燈に學徒なを

秋の燈は明し廊下の學徒らに

月に濡れ犬は淋しき顔を持てり

有田 朝冷

蟲滋き學園は皆燈りぬ

夜の教練銃光蟲の闇に鋭し

サーチライトは低き夜長の雲に交みぬ

管制の燈に鳴く蟲に月を得たり

飛機は夜の世をうちて去りし月かな

投稿句

山野井昂星

峠道秋暑くして樹蔭あり

山顛に秋の著さを忘れ坐す

濕原の沼に水草秋めける

林 青鵬閣

蟲鳴いて友なつかしき夜となりぬ

長き夜やあきらめ切れぬ人の上

靴を丈夫にする

HHH サンエツチ

靴クリーム

大阪本舗株式会社 新藤商店

東京



近道を來たり尾花と赤とんぼ

仙台 飯森 徳秀

(十六夜の月を營庭に眺めつゝ)

鳴く蟲と草に臥してゐて月ながめ

十六夜や白き兵舎はさやかなり

十月例会報告

學報俳壇十月例会を左の通り開催致します。學友同好諸君の御出席を希望します。

- 一、日時 十月二十三日(土)午後六時半
- 一、場所 天六學舎三階會議室

「當季雜詠七句」

有田朝冷先生出席

大正十二年七月十五日創刊

昭和十二年十月十日印刷

昭和十二年十月十五日發行

大阪府東淀川區長柄中道二丁目十二番地

關西大學學報局

不許複製

編輯兼 神屋敷 民藏

發行所 關西大學學報部

關西大學

天六學舎 大阪府東淀川區長柄中道

本部電話 二七〇三九

專門部電話 二七〇三九

編者大阪 二八七〇〇五

千里山學舎 大阪府外千里山

本部電話 吹田 四六一三

送料 電話吹田 四六一三

關西大學學會發行

關西大學 研究論集

第一號	昭和九年十月發行
第二號	昭和十年六月發行
第三號	昭和十年七月發行
第四號	昭和十一年七月發行
第五號	昭和十一年十二月發行
第六號	昭和十二年一月發行

大坂市東淀川區長柄中道
發賣所 甲文堂書店
振替六二五二〇番

第七號 法律・政治篇

(昭和十二年十一月發行)

近 刊 豫 告

- 天皇主權……………教授 吉田 一枝
- 天皇統治に於ける臣民翼賛の意義……………教授 岩崎 卯一
- 滿洲國政治組織……………教授 大山 彦一
- 集會結社の警察制限……………教授 中谷 敬壽
- 既得權の國際的尊重の原則に付て……………助教授 柳瀬 兼助
- 法律解釋の現段階……………教授 和田 豊二
- 明治初期の身元保證……………教授 西村 信雄
- 循警に續く肉體的損害の賠償に付て……………教授 木莊鐵次郎
- 婚約法と内縁法……………教授 木村 健助
- 商法第十九條(商號排他性の原則)を論ず教授 野村 次夫

第七號 經濟・商業篇

(昭和十二年十一月發行)

- 營業稅の課稅物件……………學長 法博 神戶 正雄
- コンラアドの交通經濟機構 教授 赤羽監治郎
- ナチス經濟再建の組織……………教授 磯部 喜一
- 商業經營經濟及賣買活動に就ての若干の考察……………教授 加藤金次郎
- 輕市に就きて……………教授 瀧澤喜子雄
- 世界經濟の段階的及成層的構造……………教授 中川庸太郎
- 日本國民性の世界史的意義 教授 古川 武
- 金融統制と我國の經濟情勢 教授 正井 敬次
- 信用資源と金融市場……………教授 森川 太郎

第七號 文學・哲學篇

(昭和十二年十一月發行)

- 教育理想としての菩薩道……………教授 三枝樹正道
- 孟子の檢討……………教授 藤澤章次郎
- キェルケゴールの實存段階 教授 大小島眞二
- 詩人ハイネ素描……………助教授 板倉 軔音
- Aldous Huxleyの背後……………教授 堀 正人
- Noel Cowardの戯曲……………教授 山田松太郎
- Expanded Formsに於ける主觀性……………助教授 八島 治一
- 增加率論……………教授 河村 信一